

太田市立西中学校 いじめ防止基本方針

令和3年5月 改訂

第1 【目 的】

いじめはどの学校でも、誰にでも起こりうるという共通認識のもと、西中学校の生徒や家庭の実態を踏まえながら、指導体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を実現するために、本校の「いじめ防止基本方針」として以下に定める。

第2 【学校の実態把握】

生徒一人一人の教育活動への取り組み状況や人間関係、生活環境等を注視し、常にその概況を把握していく。具体的には、以下を指導上の重点として取り組んでいく。

- 生徒の活動に対して、絶えず観察や声がけを行っていく
- 実態把握のための調査(学校生活調査等)を毎月及び必要に応じて弾力的に実施していく
- 学級担任・教科担当・部活動担当等による多面的な情報収集により実態の把握に努める
- 職員間の速やかな報告・連絡・相談を日常化し、いじめに対する迅速な対応に役立てる

いじめの定義

学校における一定の人間関係に基づいて、他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

第3 【いじめ未然防止の取組】

人権尊重の精神に基づく教育活動の推進に努め、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

1 授業改善に関する取組

- 生徒のやる気を育み、発言や行動など自己表現することができる生徒を育成する
- 授業を通して他者と関わる機会を工夫し、互いを認め合う人間関係づくりに努める
- 日々の「わかる授業」「楽しい授業」を通して、成就感や自己肯定感を体得させる

2 児童生徒の友人関係・集団作り、社会性育成などを目的とした取組

- 「西中5本柱」を学校生活の基本として位置づけ、実践できる生徒を育成していく
- 教職員は、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境づくりに努める
- 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検していく
- 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談を積極的に実施する

3 いじめに関する学習の取組

- 全教育活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める
- 意図的・計画的にいじめに関する授業を実施する
- 道徳で、いじめの未然防止に関連した事項について考えを深められるようにする
- いじめに関する教職員研修を充実し、いじめの相談体制の整備に努める

4 いじめをなくすための生徒会の取組

- 生徒がいじめ問題を自分ごととして捉え、主体的に実践できる場面設定を行う
- 生徒会でいじめ防止に関するスローガンを設定し、生徒間の啓発を積極的に行わせる

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める
- 広報活動を通して、いじめ問題への生徒の取組や学校の取組を知らせ連携を深める

第4 【早期発見のための取組】

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを前提に、組織として早期発見・早期解決に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

1 生徒の小さな変化に気づく取組

- 生徒の声に耳を傾ける
- 生徒の行動を注視する
- 保護者と情報を共有する
- 生徒と共に活動する時間を増やす

2 気づいた情報を確実に共有する取組

- 報告・連絡・相談を徹底し、速やかな情報交換に努める
- 校内生徒指導委員会・校内教育相談委員会における丁寧な情報交換に努める

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- 複数体制での聞き取り
- 保護者への連絡と相談
- 関係機関への連絡と相談

第5 【いじめに対する措置】

詳細な事実確認に基づき、早期対応に努め、関係者の納得のいく解消を目指す。

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

- ①情報収集・事実の確認
- ②指導方法と方針・指導体制等の確認
- ③事実詳細の確認と指導（加害生徒）
- ④事実詳細の確認とフォロー（被害生徒）
- ⑤市教委への一報と相談
- ⑥加害保護者への報告と指導
- ⑦被害保護者への報告と相談
- ⑧保護者同伴での謝罪
- ⑨関係諸機関への報告と相談
- ⑩市教委への報告書の提出

2 被害生徒、その保護者への支援

- 被害生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う
- 事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす
- いじめが解消した後も、保護者に継続的な連絡を行う（最低3ヶ月間）

3 加害生徒、その保護者への助言

- 事実の詳細確認においては、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」を明確にする
- 行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる
- いじめ解消後は、共に平常の学校生活が送れるよう特に配慮し必要な支援を行う

4 いじめを見ていた生徒への働きかけ

(1) 基本的な姿勢

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく
- いじめの問題に、教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す

(2) 事実確認

○いじめの事実を告げることは、人を救う行為であることを理解させる

(3) 指導

○周囲で傍観していた生徒も、関係者となることを受け止めさせる

○いじめを許さない集団づくりに向けた意図的な指導を行う

(4) 経過観察等

○いじめが解決したと思われる場合でも、注意を怠らず、継続して指導を行う

5 関係機関との連携

深刻ないじめの解決に向けて、教育委員会・警察・児童相談所・医療機関等と連携していく。いじめの内容や状況に応じて、「太田市教育委員会」「群馬県総合教育センター」「児童相談所」「警察」「市福祉関係課」「医療機関」等々の期間と連携していく。

第6 【いじめ防止対策の組織】

1 目的

いじめ防止等の対策が適切かつ円滑に機能するように支援するための組織として、「西中学校いじめ防止推進委員会」を置く。

(1) いじめ防止の計画や具体的な取り組みを検討し、必要に応じて改善案を提示する

(2) 学校評価に基づいたPDCAサイクルを構築し、健全な教育環境づくりを行う

(3) 必要に応じて特別委員会を開催し、学校の取り組みを支援・助言してもらう

2 組織の構成

(1) いじめ防止推進委員会構成員

【学 校】 校長・教頭・教務・生徒指導主事・教育相談主任

【心理専門家】 スクールカウンセラー

【関係者】 学校評議員(5)

(2) 小委員会構成員

校内生徒指導委員会・校内教育相談委員会が兼ねる

校長・教頭・養護教諭・生徒指導主事・教育相談主任・各学年担当・SC

3 役割

(1) いじめ防止推進委員会 定例会 ……学校評議員会開催時(6月・1月)

いじめ防止に関わる報告を受け、広い視野や専門的な立場からの意見を求める。

(2) いじめ防止推進委員会 特別委員会 ……必要に応じて随時開催

重大事態が発生し、改善及び指導上の困難が認められるとき、校長の求めに応じて招集する。特別委員会は、緊急時の対応及び関係機関との連携等について審議する。

(3) いじめ防止推進委員会 小委員会 ……定例(木曜日の4校時)開催

毎週定例の校内生徒指導委員会・教育相談部会として開催する。生徒の学習活動への取組・基本的生活習慣・悩みごと・人間関係等についての情報交換を行い、日常的な指導のあり方についての相談を行う。

第7 【インターネット上のいじめへの取組】

1 いじめ未然防止の取組

ネットトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める。

(1) 情報モラル教育の推進

- 4つのメディアリテラシーが身に付くよう、各教科等で計画的に取り組んでいく
- ・判断力 …利用するサイトの安全性を判断する力
- ・自制力 …好奇心のみの行為に負けない力、時間を制限し我慢する力
- ・責任能力…インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
- ・想像力 …未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考える力

(2) 講習会等の活用

トラブルの未然防止を図るために、情報モラル講習会を積極的に開催する。

2 早期発見の取組

- 生徒と教職員のよりよい信頼関係を築き、迅速かつ的確な情報収集に努める
- 必要に応じて、市教委や警察の援助・協力を求める

3 いじめに対する措置

一般的ないじめと同様の対応を行うが、インターネット上の対応については、拡散・流出のおそれがあることから、市教委や警察との連携を強化していく。

第8 【重大事態への対処】

1 重大事態の認識

- 生徒の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いが認められるとき
- いじめを理由に、生徒が30日以上連続で欠席している状況がみられるとき

2 組織としての対応（調査・報告等）

(1) 事実の確認

生徒や保護者からの情報を整理し、教職員間の情報共有が的確に行われる体制づくりを行う。問題発生時は、担当学年職員が中心となって指導にあたる。

(2) 指導方法と方針・指導体制等の確認

指導方針の確認と指導体制づくりを行う。指導の際は、教職員による複数体制が維持できるよう特に配慮する。

(3) 事実詳細の確認と指導（加害）

詳細を明確にし、同様の行為が継続しないよう、加害者の十分な反省が促せるような指導を行う

(4) 事実詳細の確認とフォロー（被害）

被害生徒の精神的なケアを優先して指導にあたる

(5) 加害保護者への報告と指導

事実を明確に伝え、いじめ対策防止法の意義を説明し、以後の対応について指導する

(6) 被害保護者への報告と相談

精神的なケアを考慮して報告を行うとともに、重大事態として扱うことの承認を得る

(7) 保護者同伴での謝罪

被害側の心情優先で謝罪の場を設定し、安心が確保できる場となるよう配慮する

(8) 市教委への報告

市教委「いじめ一報制」に基づいた報告を行い、助言を得ながら対応を行う